# ※ご注意ください

# 一部の宿泊施設が令和6年8月1日から割引制度を変更しました

# 旧かんぽの宿 宿泊利用割引について

サニーピア健康保険組合

#### 宿泊施設 旧「かんぽの宿」の宿泊割引が利用できます!

令和4年4月、かんぽの宿は<u>日本郵政株式会社から別の法人に事業譲渡</u>されましたが、以下のとおり、引き続き宿泊利用割引が適用になっています。

#### 1名1泊あたり500円(消費税込み)割引き

※利用料金の割引は当組合発行の健康保険証1枚の提示で同伴者3名 まで可能です

### 【上記対象施設】3施設

添付の<u>「当健康保険組合と宿泊利用提携を結んでいる旧『かんぽの宿』一覧」</u>をご確認ください。

## 【割引除外事項】

- (1) 指定施設にてチェックイン時に健康保険証を呈示しなかった場合
- (2) 1泊につき2食(夕食及び朝食又は昼食)未満の商品の利用
- (3) 6歳以下(小学生を除く。)の利用
- (4) 宿泊施設が定めた繁忙期又は特別日の利用
- (5) 宿泊施設が特に減額しないと定めた商品
- (6) 割引券、クーポン券等の他の優待を受ける場合
- (7) 福利厚生企業が提供するサービス(各種優待、予約手配等)を受ける場合
- (8) 「かんぽの宿」以外の他社(Web を含む。)を介して利用の予約をされた場合